

第3章 経営理念に基づく取り組み

1 会員・会費体制について	63
2 理事・評議員体制について	68
3 組織体制について	70
4 職員体制の確保について	74
5 財源について	79

1

会員・会費体制について

今後の方針

会員制度の確立

- ◆会員の規程を設け、会員制度の確立による組織体制の整備を進めます。
- ◆本会が住民参加によって事業を進める組織であることから、住民を会員制度の中に位置づけます。
- ◆本会が地域の福祉関係組織・団体の協議体としての性格を有していることから、関係組織（団体）を会員制度の中に位置付けます。

会員の部門

- ◆会員を以下のように位置づけます。

住民会員部門

- ① 地域住民
- ② 地域住民を代表する団体（住民自治協議会）

団体会員部門

- ① 社会福祉に関する活動を行う団体
 - ア. ボランティア団体
 - イ. NPO法人等市民活動団体
 - ウ. その他社会福祉に関する活動を行う団体
- ② 公私の社会福祉事業関係者及び関連分野の関係者
 - ア. 民生委員・児童委員又はその組織
 - イ. 社会福祉施設・社会福祉団体
 - ウ. 更生保護事業施設・更生保護事業団体
 - エ. 福祉（介護・保育）サービス事業者
 - オ. 社会福祉行政機関
 - カ. 保健、医療、教育等の関係機関・団体
- ③ 地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体
 - ア. まちづくり、住宅、環境、労働、経済などの生活関連領域の関係団体
 - イ. その他法曹、金融関係など地域福祉推進に必要な団体など

賛助会員部門

- ① 本会の活動を賛助する個人
- ② 本会の活動を賛助する団体

会費について

- ◆会費については、本会の会員制度を確立した上で、会員の理解と自覚に基づく加入を基本として整備を図っていきます。
- ◆住民会員からの会費徴収に当たっては、現在の地区単位での会費徴収の良さを活かしつつ、市内全域で地域福祉活動を行う必要性や具体的な事業を明らかにし、理解を得ていきます。
- ◆会費の徴収方法等については、関係機関等と十分協議を行っていきます。
- ◆団体会員からの会費の徴収についても検討していきます。
- ◆賛助会員制度については、住民会員制度や団体会員制度とは別に、多様な団体に地域福祉の関心や社協事業への参加意識の醸成、更に一定の民間財源を確保する観点から本会事業を財政的に支援する制度として整備を進めます。

解説

現状

- ◆本会の定款では会員について以下のように定めています。

第5章 会員 第19条 この法人に会員を置くことができる
2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
3 会員に関する規程は、別に定める。

- ◆会員に関する規程は定めておらず、会費についても徴収はしていません。
- ◆本会における会員、会費制度の経過は以下のとおりとなります。

1. 地区社協を単位とした会員、会費制度の推進

本会は、昭和29年に任意団体として設立し、昭和43年に法人化されました。昭和41年の8市町村合併時に26地区社協を設置しました。昭和43年の長野市社会福祉大会において、当時の本会会長が「地区社協による会費制度の確立」を依頼しています。本会は、その後も地区社協を単位とした会員、会費制度を推進していました。従って、本会としての会員や会費制度は導入してきませんでした。

2. 「福祉推進研究委員会」による答申

平成6年、有識者による「福祉推進研究委員会」が設置され、本会の位置づけと目標について研究しました。その中で住民参加による運営を進めるため「会員制度の確立」が答申されました。この答申では、本会の会費についても徴収するという方向で目標額等示されましたが、オリンピックの時期と重なり寄付的な行為が積極的に展開できず現在に至っています。

課題

会員の規程について

- ◆本会が地域福祉推進を図る中核的な団体として地域社会の総意を結集する組織となるためには、会員制度を確立し、地域住民や関係団体等の参画と理解が得られる組織体制をつくる必要があります。
- ◆会員体制の確立のためには会員規程を設ける必要があります。

住民会員について

- ◆本会は住民参加を基本とする組織ですが、住民会員の規程がないため住民との関係が明確になっていません。
- ◆地区社協については会員制、会費制があり住民が参加意識を持ちやすい反面、本会と住民の関係は「地区社協のことは知っているが市社協は何をしているかわからない。」という声があるように、見えにくくなっています。
- ◆本会が住民参加に基づく組織となるためには住民会員制度を確立し、地域住民との関係を明確にした体制を作ることが必要です。
- ◆住民会員については住民個々を会員とする方法及び、地区の住民を代表する団体を住民会員とする方法等から検討することが必要です。
- ◆地区住民を代表する団体としては、地区の住民や地区内の団体を会員として構成されている市内32地区の住民自治協議会を位置づけることも有効です。

参考：住民自治協議会について

長野市では32地区ごとに住民自治協議会を設立。地区社協の組織も移行や再編が進んでいます。今後は、地区社協を基礎基盤として取り組んできた小地域福祉活動を、住民自治協議会の中で更に推進していくことが必要です。

団体会員について

- ◆社会福祉法では、社協の設置要件として「社会福祉事業及び更生保護事業を経営する者の過半数の参加」が求められていますが、団体会員制度等が確立されていないため参加の位置付けが明確になっていません。
- ◆本会が地域の福祉関係組織・団体の協議体であることから、関係組織（団体）を会員として位置づけることが望ましいと考えます。

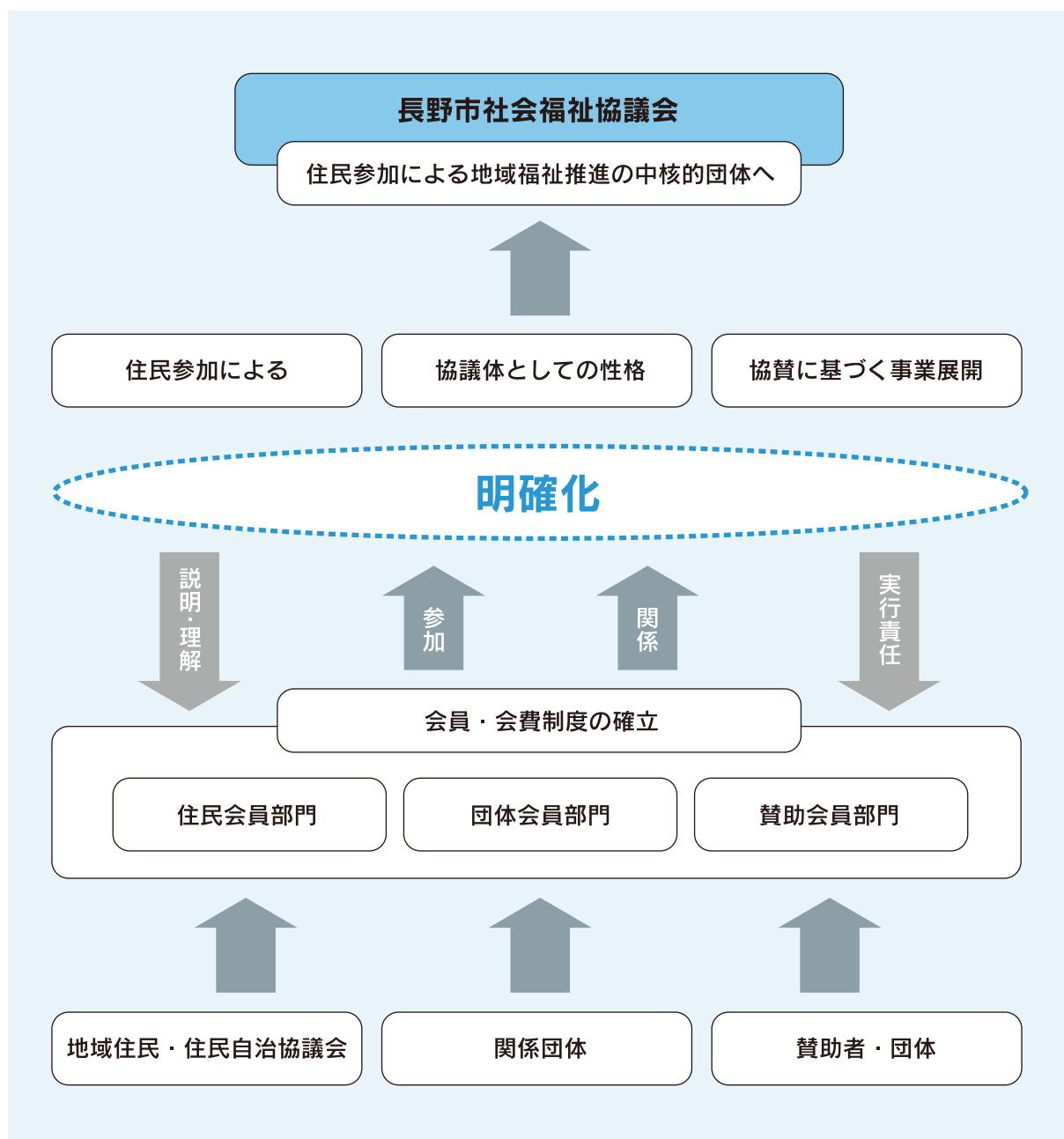
賛助会員について

- ◆地域福祉の関心や一定の民間財源を確保する観点から、賛助会員制度についても整備が必要です。

会費制度について

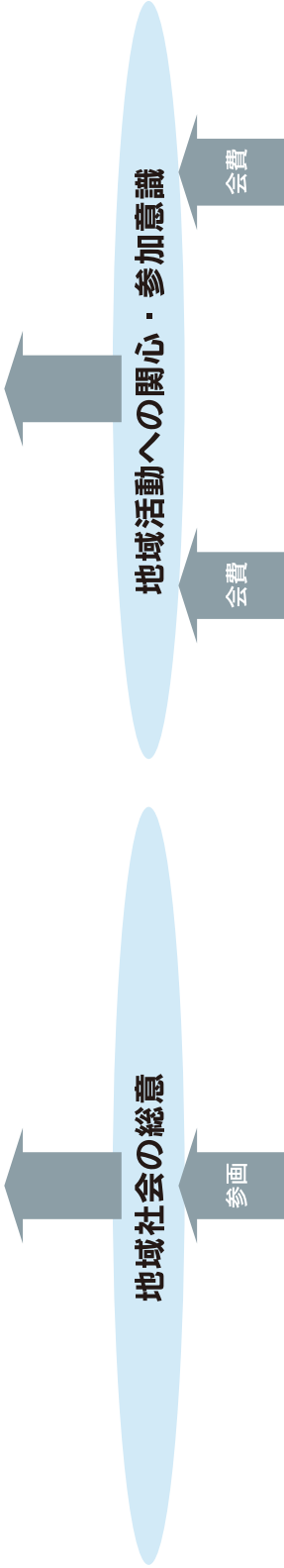
- ◆会費制度は、会員が本会への参加意識や関心を持ち、本会が会員に対する説明、実行責任を果たしていく上で有効です。
- ◆会費徴収にあたっては会費によってどんな事業を行っていくのかを十分に説明し、理解を得ていくことが必要です。
- ◆地域福祉のニーズが多様化する中、既存の制度やサービスでは対応が困難なケースが顕在化してきています。このようなケースに柔軟に対応するための財源確保の点からも会費制の検討が必要です。
- ◆住民からの会費の徴収については、既に地区社協会費を徴収している地区が多いことから、徴収方法については関係者と十分協議の上決めていくことが必要です。

< 会員・会費制度確立のイメージ図 >

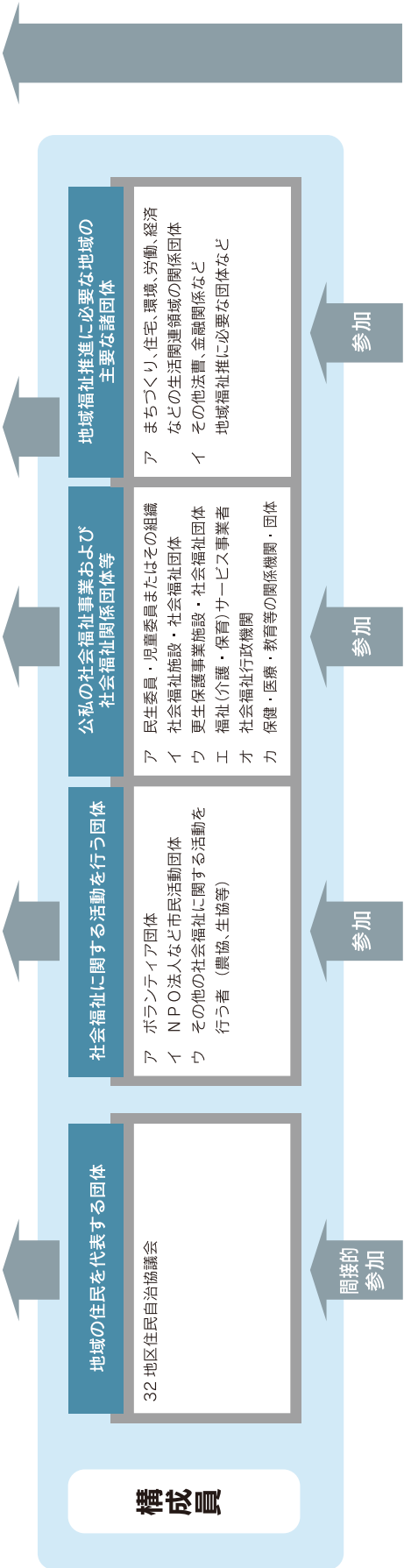


地域福祉を推進する中核的な団体へ

協議会としての組織体制
長野市社会福祉協議会
 自主財源による事業展開



団体会員
 賛助会員



地域住民

2

理事・評議員体制について

今後の方針

- ◆地域福祉推進の中核的団体として、多種多様な関連団体及び個人の参画を得ながら社協活動を推進するために、理事・評議員の参画団体を常に客観的に選定し、必要に応じて参画団体や定数などの検討を行います。
- ◆理事体制については、社協役員として事業執行を通じて役割を果たすことが求められています。具体的には、理事がもつ専門的知識や選出経緯を踏まえ、業務ごとの担当制について検討を行います。
- ◆評議員体制については、議決機関としての役割を果たすことが求められています。地域社会の総意をもって事業を進めるため、適切な過程を経て選出することを明確にするために選出規程を定めることを検討します。
- ◆評議員会の活性化のため、各種委員会や部会の設置について検討を行います。

解説

現状

- ◆各住民自治協議会を各地区地域福祉推進基礎組織と位置付け、理事または評議員として社協運営に参画する体制をとっています。
- ◆理事・評議員として参画している団体は、地区地域福祉推進基礎組織、福祉団体の長、民生児童委員、ボランティア活動団体等です。
- ◆平成17年度5市町村社協合併、平成22年度3市町村社協合併により、市域が拡大し地区数が増加したため、理事及び評議員定数に変更がありました。

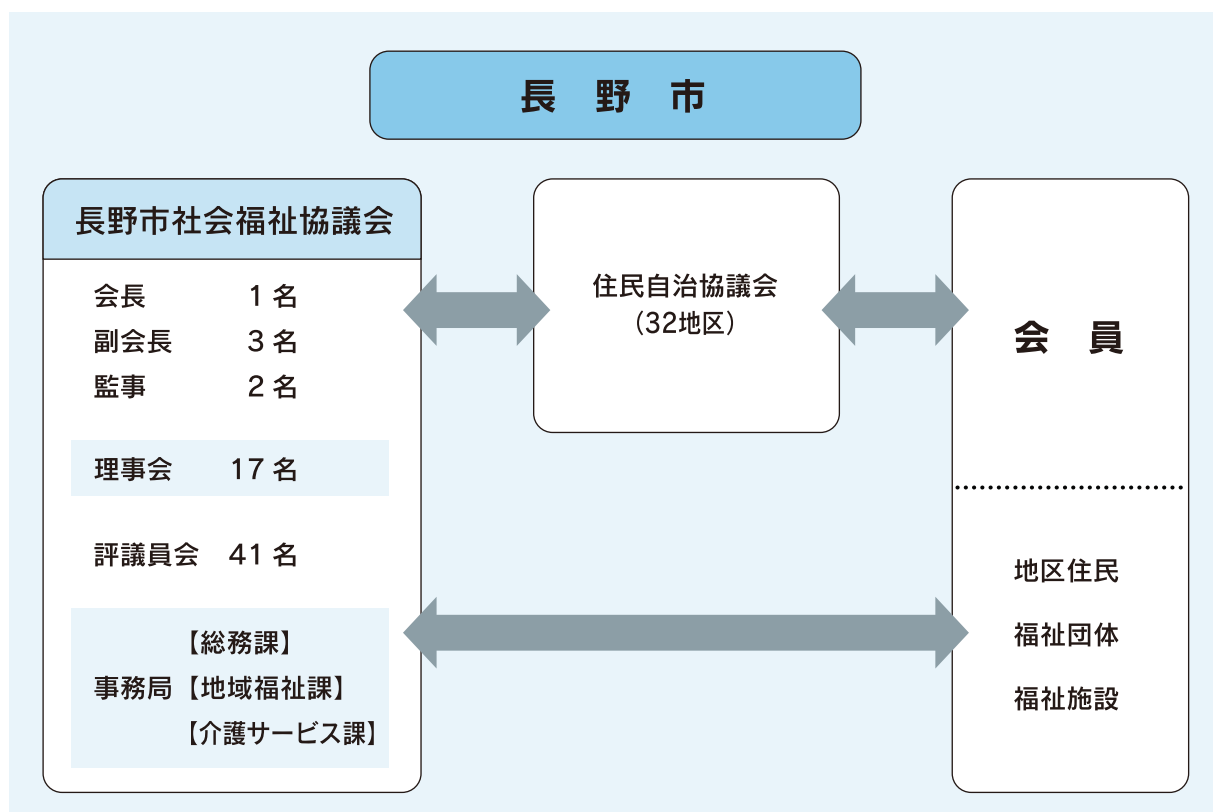
①理事・評議員の人数

理事…17名
監事…2名
参与…1名
評議員…41名

②主な選出母体

長野市、長野市議会、福祉団体、地区地域福祉推進基礎組織、学識経験者（弁護士、大学教授等）、長野市民生児童委員協議会、ボランティア団体、学校教育関係者、老人クラブ、公民館

③長野市社協の役員体制及び組織構成図



課題

- ◆地域福祉推進の中核的な組織として、地域社会全体の総意の中で事業を展開することを基本的な考え方としていることから、地域の社会福祉関係者、社会福祉に関する活動を行う団体の関係者、行政、住民組織などから理事を適切に選び、それぞれの立場から地域福祉の推進のあり方や本会の経営について幅広く議論し、法人運営を進めることが求められています。
- ◆現在社協に求められている様々な社会的責任を果たすためには、地域福祉や社会福祉に関する専門性ととともに、事業経営の判断にあたって財務、労務、法務、リスクマネジメントなどの事業経営上必要な専門性が求められています。
- ◆法人社協モデル定款では、社協の評議員会は、他の社会福祉法人と異なり、「法人の重要な事項についての議決機関」としての性格をもつものとされています。これは、市区町村社協が地域社会の総意をもってその事業を進めていくために、構成員の決定によることとされています。そのため、評議員の選出については、適切な選出過程を経て選出されることが求められています。

3

組織体制について

今後の方針

- ◆地域の中での個別支援や生活課題の対応を行うために、法人運営部門、地域福祉推進部門及び在宅福祉サービス部門が協働できる体制を作ります。
- ◆在宅福祉サービス部門においては、平成19年度に策定した「長野市外郭団体見直し指針に基づく（社福）長野市社会福祉協議会の対応（経営計画）」を経営と本会の使命の両面から、適宜見直しを行いつつ体制を整備します。
- ◆現状の部署ごとの事業体制から、職員が自分の担当業務だけでなく、担当以外の業務についても理解を深め、状況に応じて臨機応変に協働できる体制を築くために、係制からスタッフ制への移行について検討します。
- ◆事業担当名称等については、より市民に分かりやすく、機能に応じた名称に変更を検討します。
- ◆地域福祉推進部門の福祉サービス利用支援事業の日常生活自立支援担当及び資金貸付事業担当を南部地域への配置を検討します。（事業理念2 運営方針ウ 基本施策1）

解説

現状

1 全般

- ◆法人運営部門（児童館・児童センター管理経営事業含む）、地域福祉推進部門（福祉サービス利用支援事業含む）、在宅福祉サービス部門の3課体制（総務課、地域福祉課、介護サービス課）を執っています。

2 在宅福祉サービス部門

- ◆在宅福祉サービス部門は、本部事務所であるふれあい福祉センターの他に城山、氷鉦、安茂里、吉田、東長野、柳町、三陽、篠ノ井、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条に事業所を設置し、介護保険事業を中心に事業展開しています。32地区のうち14地区に事業所を設置しています。
- ◆平成18年6月には長野市外郭団体見直し指針が策定され、「在宅福祉サービス部門の縮小」について指導がなされました。これに対して、本会として「外郭団体見直し指針に基づく対応（経営計画）」により、在宅福祉サービス部門の縮小計画について方向性を示しました。

3 法人運営・地域福祉推進・福祉サービス利用支援部門

- ◆法人運営部門及び地域福祉推進部門は、本部事務所であるふれあい福祉センターの1箇所で事業を展開しています。
- ◆指定管理者制度により、法人運営部門では長野市ふれあい福祉センター・児童館・児童センター（39施設）、地域福祉推進部門では老人福祉センター（9施設）を運営しています。
- ◆福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）のサービス提供範囲は、市町村合併により拡大しています。
- ◆福祉サービス利用支援事業（資金貸付事業）の対応地域は、市町村合併により拡大しています。

①介護サービス課の事業所の変遷と提供サービスの変遷

事業所	サービスの種類		
	H16(合併前)	H17(5市町村合併)	H22(3市町村合併)
本部	居宅 訪介 訪入 他	居宅 訪介 訪入 他	居宅 訪介 訪入 他
城山	居宅 在介	居宅 在介	居宅 在介
氷鉋	居宅 訪介 通所	居宅 訪介 通所	通所
安茂里	居宅 訪介 通所 在介	居宅 訪介 通所 在介	居宅 訪介 通所 包括
吉田	訪介 通所	訪介 通所	通所 居宅
東長野	訪介	居宅 訪介	訪介
柳町	訪介 通所	訪介 通所	通所
三陽	訪介 通所	訪介 通所	通所
篠ノ井	居宅 訪介 訪入 通所	居宅 訪介 訪入 通所	居宅 訪介 通所
豊野	—	居宅 訪介 在介	居宅 在介
戸隠	—	居宅 訪介 通所 訪看 他	居宅 訪介 通所 訪看 他
鬼無里	—	居宅 訪介 通所 在介 他	居宅 訪介 通所 在介 他
大岡	—	居宅 訪介 通所 在介 他	居宅 訪介 通所 在介 他
信州新町	—	—	居宅 訪介
中条	—	—	居宅 訪介 通所 他

サービスの説明

居宅 居宅介護支援事業

訪介 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

通所 通所介護事業（デイサービス）

在介 在宅介護支援事業

訪入 訪問入浴介護事業

訪看 訪問看護事業

包括 地域包括支援センター

他 その他事業

②介護保険制度と長野市社協の介護事業の経緯

年 度	介護保険制度	長野市社協介護事業
H12	介護保険制度施行	居宅介護支援1事業所、訪問介護7事業所、通所介護6事業所、訪問入浴介護2事業所で介護保険事業スタート
H13		<ul style="list-style-type: none"> ・城山、安茂里在宅介護支援センター受託 ・居宅介護支援4事業所に（本部、篠ノ井、城山、安茂里）
H14		
H15	介護報酬改定（介護報酬改定率△2.3%） ・訪問介護の単価UP(2.3%) ・居宅介護支援の大幅単価UP(17.1%) 支援費制度施行（それまでは措置制度による障害福祉サービス）	
H16		<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援2事業所増（氷鉦、東長野）
H17	10月報酬改定…居住費、食費の自己負担化（デイ、ショート）	豊野、戸隠、鬼無里、大岡合併による事業所増（居宅介護支援4事業所、訪問介護4事業所、通所介護3事業所、短期入所2事業所、訪問看護1事業所、グループホーム1事業所）
H18	介護保険法一部改正全面施行、報酬改定（介護報酬改定率△2.4%） ・新予防給付、地域包括支援センターの創設 ・地域密着型サービスの創設等 ・居宅介護支援…標準担当件数50件⇒35件（件数超えの逓減制導入） 障害者自立支援法施行	
H19		<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護3事業所統合により廃止（氷鉦、吉田、三陽） ・訪問入浴介護1事業所統合により廃止（篠ノ井） ・地域包括支援センター安茂里受託（安茂里在宅介護支援センター廃止）
H20		
H21	介護報酬改定（介護報酬改定率3.0%…初のプラス改定） ・介護従事者の専門性等のキャリアに着目した加算（サービス提供加算）創設 ・居宅介護支援各種加算創設（独居加算、認知症加算等）	訪問介護1事業所廃止（柳町） 訪問入浴介護車輛1台分縮減
H22		<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援1事業所廃止（氷鉦） ・訪問介護1事業所廃止（豊野） ・信州新町、中条合併による事業所増（居宅介護支援2事業所、訪問介護2事業所、通所介護1事業所）

③日常生活自立支援事業の対象エリア及び契約件数の推移

年 度	事業所数	対象エリア	契約件数	備 考
H12	1	11市町村（長野市、上水内郡、大岡村）	9	
H17	1	6市町村（長野市、信濃町、信州新町、飯綱町、中条村、小川村）	51	
H22	1	4市町村（長野市、信濃町、飯綱町、小川村）	111※	内5は長野市以外

※H22年度は9月末時点の数字

課題

1 全般

- ◆法人運営部門の拠点（児童館・児童センター、放課後子どもプラン実施施設等）、地域福祉推進部門の拠点（地域福祉コーディネーターの配置場所、老人福祉センター等）及び在宅福祉サービス部門の拠点（介護サービス事業所がある場所）が一致していないため、地域福祉課題の対応や個別支援について、協働して対応することができにくくなっています。

2 在宅福祉サービス部門

- ◆平成17年及び平成22年の町村社協との合併により引き継いだ事業所は、経営が厳しい面も生じている一方、他事業者が積極的にサービス提供を行わないこともあり、本会が一手にサービスを担わざるを得ない状況です。
- ◆平成19年度「長野市外郭団体見直し指針に基づく（社福）長野市社会福祉協議会の対応（経営計画）」の策定以降に市町村社協の合併があり、策定時の状況とは変わってきており、現状に応じた見直しが必要になっています。
- ◆サービス提供種類の名称を事業所（拠点）の名称としているため、1つの事業所（拠点）で複数の事業所名称を掲げることとなり、「分かりにくい」という指摘があります。

3 法人運営・地域福祉推進部門(福祉サービス利用支援事業含む)

- ◆福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）は、本部事務所のみで行っているため、以下のような課題が顕在化しています。
 - ア 本部職員が市内全域を対象とした相談を行っているため、移動時間や件数の増加により効率性といった観点からの問題やきめ細やかな相談への対応が難しくなっています。
 - イ サービス契約者へのサービス提供（財産保全）において、本部事務所から遠方の市民の方は利用料金が高くなるといった不均衡が生じています。
- ◆福祉サービス利用支援事業（資金貸付事業）は本部事務所のみで行っているため、遠方の市民であっても本部事務所では相談に対応できません。

4 職員体制の確保について

1 職員配置・職員構成について

今後の方針

- ◆業務量を鑑み適正な正規職員数を導き出し計画的な採用を行います。
- ◆正規職員と非常勤職員、常勤職員と非常勤職員のバランスのとれた職員配置数を導き出し、円滑に事業が遂行できる配置を行います。
- ◆メンタル不調者の発症を未然に防ぐため、心の健康づくり計画を推し進め、有効と思われる対策は積極的に取り入れていきます。

解説

現状

- ◆本会職員数1,177名（平成22年4月1日現在）のうち正規職員数（派遣職員含む）は95名（事務職25名、介護職65名、派遣5名）であり、全体の8.0%です。
- ◆正規職員のうち50歳以上の職員が全体の50%を占めています。
- ◆若年層の職員のうち、事務職は昭和56年生まれ（29歳）、介護職は昭和54年生まれが最年少であり、20代の職員は全体の3.3%です。
- ◆看護師（又は准看護師）資格取得者のうち70%が今後10年間（平成31年度末まで）に退職を迎えます。
- ◆事務職は年齢間に職員不在の幅が大きい状況です。
- ◆児童館児童センター業務従事職員は561名であり、全て臨時又は代替により業務を遂行しています。
- ◆介護サービス事業においては、事業所の統廃合等により非常勤職員率が増えています。
- ◆メンタル不調者が多数います。
- ◆地域福祉課においては昨今の経済の低迷等、生活不安による相談件数の増加、住民自治協議会への移行に伴う地域福祉活動支援の複雑化により業務量が増加しています。

① 平成22年4月1日現在職員数

	市派遣職員	正規職員		嘱託職員	臨時等職員	合計
		事務職	介護職			
総務課(人)	3	6	6	6	561	576
地域福祉課(人)	1	12	12	34	70	117
介護サービス課(人)	1	72	7	65	238	484
合計(人)	5	90	25	65	869	1,177
職員構成比(%)	0.4	7.7	2.2	5.5	73.8	100.0

② 年齢層別職員構成(市からの派遣職員5名を除く(平成22年4月1日現在))

年齢	正規職員合計(人)	事務職	介護職		
			看護員	介護員	
50～59歳	45 (50.0%)	8 (8.9%)	37 (41.1%)	15 (16.7%)	22 (24.4%)
40～49歳	25 (27.8%)	5 (5.6%)	20 (22.2%)	5 (5.5%)	15 (16.7%)
30～39歳	17 (18.9%)	10 (11.1%)	7 (7.8%)	2 (2.2%)	5 (5.6%)
20～29歳	3 (3.3%)	2 (2.2%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)	1 (1.1%)
計	90 (100.0%)	25 (27.8%)	65 (72.2%)	22 (24.4%)	43 (47.8%)

課題

- ◆若年層職員が圧倒的に不足しており、また、職員構成が逆ピラミッド型であるため、安定的かつ継続的な事業展開のため、若年層職員の採用を行い逆ピラミッドを是正していくことが不可欠です。
- ◆介護サービス事業においては、とりまとめ役となる正規職員が不足しています。また、看護師については慢性的に不足の状態が続いています。
- ◆メンタル不調者の発現傾向に歯止めがかからないため、何らかの対策が必要です。
- ◆地域福祉課においては、貧困による貸付相談件数の増大に伴う相談支援体制の確立、地区地域福祉活動推進基礎組織が地区社会福祉協議会から住民自治協議会に移行したことに伴う地区地域福祉活動支援体制の再構成が必須であり、目指すべき方向と業務量を図りながら適正な職員数を確保する必要があります。
- ◆正規職員は職員全体の8%と絶対数が少なく、代替要員がないことから定期的な異動が困難な状態です。

2 職員の資質の向上について

今後の方針

- ◆職員の資質向上及び本会事業の専門性を高めるために、職員の資格取得について積極的に推進し、必要に応じて資格取得に係る経費の一部補助等について検討を行います。
- ◆相互連携を推し進めるため、定期的な異動を行うことにより相互理解を進めます。また、他職種への理解を深めるため、各部署間で相互に交換研修を行うことも検討を進めます。
- ◆本会職員が目指すべき職員像を明確にし、それに基づき職員研修体制を構築します。そのために、職員倫理要綱の作成について検討します。
- ◆人を育てる視点を大切にし、職場内研修を活性化し職階研修等の導入について検討します。

解説

現状

- ◆非常勤職員の給与は職能給です。
- ◆介護保険事業等の推進には各種加算要件等に有資格者が求められています。
- ◆本会の目指すべき方向性を職員全体で共有し、相互に連携して業務を遂行することができにくい状況です。
- ◆常勤職員（雇用保険加入者）の離職率は11%前後です。本数値は、介護労働実態調査の常勤介護職員離職率17.2%を下回ります。

①離職率の推移

年 度	職員数 (人)	離職者数 (人)	離職者数			離職率
			正規 職員	臨時 職員	臨時・代替 パート	
19年度	367	44	5	28	11	11.99%
20年度	344	39	5	28	6	11.34%
21年度	346	38	4	25	9	10.98%
22年度	363	8	4	3	1	2.20%

※職員数は雇用保険加入者数(児童館職員除く)、正規職員離職者数(定年後雇用職員を除く)、22年度は10月までの離職者数

課題

- ◆介護保険事業実施において必要とされる資格取得については、費用援助を行う等により推進しています。
- ◆本会事業の専門性を高めるため、積極的な資格取得が必要です。特に本会が協議体として活動するために相談援助の専門家である社会福祉士の育成は重要です。
- ◆個々のニーズに基づき地域福祉を推進するために、各部署の専門性を活かしながら相互連携が必要です。
- ◆サービスの質の向上や社協活動の活性化のため、人を育てる視点が大切です。社協業務を行う上で必要となる資質向上のため、きめ細やかな研修体制の確保が必要です。

5 財源について

財源は住民等による会費、寄付金、共同募金配分金、基金財源などの「民間財源」、補助金収入、委託金収入などの「公費財源」、介護報酬などの「事業収入財源」に大別されます。

今後の方針

民間財源

- ◆会費については、本会に住民が参画する意識付けを行うため、会員制度を確立し、会費徴収について検討します。
- ◆寄付金の使途を明確に住民に周知し、寄付についてPRしていくことで、今後も一般寄付を募っていきます（控除等の税の優遇措置等の啓発も必要です）。また、目的を明確にした使途指定寄付についても検討します。
- ◆共同募金収入の減少傾向をくい止めるため、PR等を行い共同募金への理解を深める取り組みを行います。

公費財源

- ◆公益性が高く、補助金でしか成り立たないものについては、今後も行政（市や県）等に必要補助金を要求していきます。また、ニーズに応じた事業開発を行い、補助金を獲得します。
- ◆各種財団からの助成金を活用し、新規事業や地域福祉に関する調査、研究等を行います。

事業収入財源

- ◆介護保険事業における収益については、一部を本会の地域福祉推進事業に生かしていくため検討を行い活用していきます。
- ◆自主財源として確保できるメニューを増やし、その使途についても住民に明確に周知していきます。
- ◆新たな財源の取得方法については先進地事例などを参考にし、別途検討します。

現状と課題

民間財源

- ◆本会として会費は徴収していません。
- ◆寄付金は、用途についての住民への周知が不足しています。
- ◆共同募金収入は、平成8年度をピークに年々減少し、今後も減少が予想されます。

公費財源

- ◆長野市からの補助金により運営される総務課、地域福祉課管轄事業は公益性の高い事業ではあるが、収益の確保は難しい状況です。
- ◆新規事業や地域福祉に関する調査、研究等を行う場合、長野市以外の補助金等の必要な資金の確保が必要です。

事業収入財源

- ◆介護保険事業における収益の一部を、本会の地域福祉推進事業に生かしていくための検討が必要です。
- ◆新たなニーズに対応した事業を行うためには自主財源が必要です。